

商店街支援策ガイド

令和8年度版

静岡市 商業労政課

商業・まちなか活性化係

(目次)

1 静岡市商業振興主要施策の体系	1
2 補助申請のフロー図	2
(商店街)	
3 商店街イベント振興事業補助金	3
4 中心市街地にぎわい創出事業補助金	6
5 商店街トータルサポート事業補助金	7
6 商店街環境整備事業補助金	8
7 商店街アドバイザー派遣事業	9
(個店)	
8 大学生によるお店コンサルティング事業	10
(その他)	
9 中心市街地 地域おこし協力隊	10
10 中小企業基盤整備機構支援事業	11



※本冊子は、各制度の要点を示したものであり、記載事項以外にも要件等がある場合がございます。予めご了承ください。

1 静岡市商業振興主要施策の体系

実施主体(①~③)によって、活用できる支援メニューが以下の通り異なります。

【実施主体】

①商店街



【ソフト事業 助成】

- 商店街イベント振興事業補助金
- 中心市街地にぎわい創出事業補助金
- 商店街トータルサポート事業補助金



【ハード事業 助成】

- 商店街環境整備事業補助金

【専門人材活用】

- 商店街アドバイザー派遣事業補助金



【広域イベント 助成】

- 駿府秋のわくわく祭
- 清水七夕まつり
- 清水巴川灯ろうまつり



②個々のお店



【学生連携】

- 大学生によるお店コンサルティング事業



③その他

【地域おこし協力隊】

【中小企業基盤整備機構支援事業】

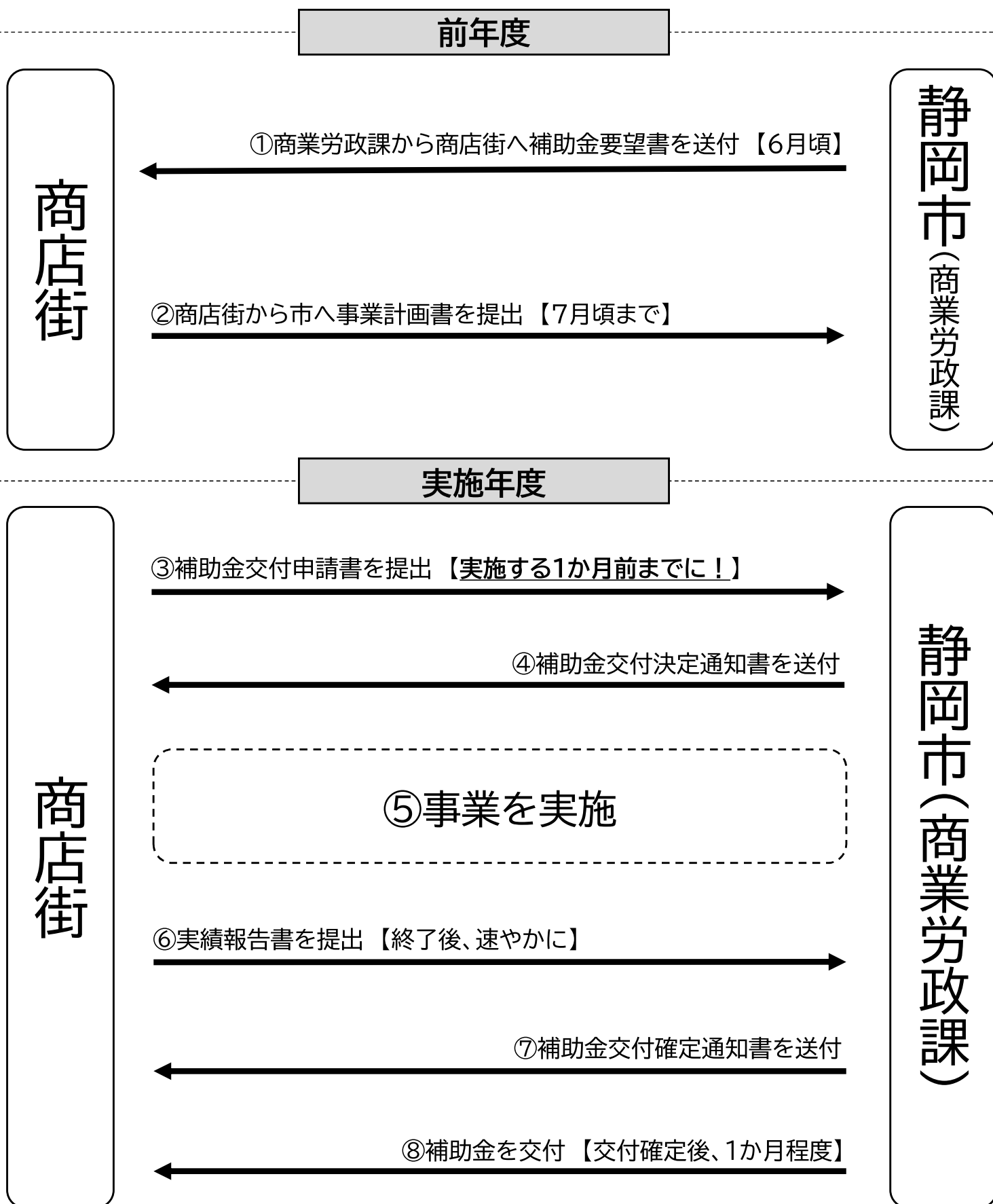


2 補助金申請のフロー図

※一般的な補助金申請から交付までの流れを示しています。

※補助金活用を希望する場合は、実施する前年度の夏頃までに市へ事業計画書を提出する必要があります。

※長年活動を休止している等、例年、補助金を活用していない商店街は、補助金交付の適格性の審査がありますので、事前にご相談ください。



※事業内容に変更が生じた場合は、補助金交付の決定を受けてから事業実施前に変更の承認を受けてください。

3 商店街イベント振興事業

(1) 補助金の概要

商店街の活性化を目的に、まつり、レクリエーション等の催事を盛り込んだ事業や商業振興につながる事業を実施する商店街団体に対し、その費用の一部を補助します。

(2) 補助対象事業の例 (※同様の事業が直ちに対象となるわけではありません)



商店街にフラッグを掲出することで、エリアの魅力を向上し、来街者の増加を図る事業



イルミネーション等により、エリアの魅力を向上させ、夜の来街者の増加を図る事業



商店街独自のお祭りや大規模イベントと連動した催事を開催することで来街者の増加を図る事業



商店街マルシェや青空市等の実施により、出店者と商店街のお店が相互に誘客し合い、魅力向上を図る事業



スタンプラリーの実施によりお買物客の回遊性の向上を図る事業



商店街での消費を喚起させるため、一定金額以上のお買物をしたお客に対し、粗品や景品を贈呈する事業



家族連れや子ども等、将来のお客さんを育てる事等を目的に実施するイベント事業



商店街ツアーなど、商店街の歴史や老舗等、エリアの魅力を発信し、商店街のファンを育てる事業

(3) 補助対象経費、補助率 等

補助対象事業	費目	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・まつり、夜店市、レクリエーション等のイベント ・イルミネーション等の街路装飾 ・各種コンクール又は展示会 	広告宣伝費 報償費 物件費 事務費 会議費 研究費	補助対象経費 ×1/2以内	100万 (合計額が限度額 以内であれば1商店 街として複数回申請 可能)

- 【費目詳細】 (1) 広告宣伝費 (宣伝費、広告印刷費、広告配付費等)
 (2) 報償費 (諸謝金等)
 (3) 物件費 (会場借上料、会場設営費、原材料費等)
 (4) 事務費 (消耗品費、印刷製本費、臨時雇用賃金等)
 (5) 会議費 (研究会会議費等)
 (6) 研究費 (旅費、研究資料購入費等)

(4) 金額が大きい経費の見積書について

◆補助金の交付にあたっては、**費用が過大ではないか等の説明が求められます。次を目安に、複数の見積を徴取するなど、経費の妥当性に心がけてください。**

※参考(静岡市規定) 10万円以下(1者)、10~50万円(2者)、50~100万円(3者)、100万円以上(5者)

(5)事業計画や実施の際は、次の点にご注意ください

※ 補助対象外となる事業

- ・単なる商店街の大売出し、セール等の販売のみを目的とするイベント
- ・商店街組合員のみを対象としたイベント
- ・自治会、町内会等のイベント、集会、まつり
- ・商店街が自主的に地域に貢献する環境美化、ボランティア活動等

※ 補助対象外となる経費

- ・単なる商店の売り出しセール等のチラシ・ポスターの印刷・折り込み経費
- ・イベント終了後に残る物資、備品の購入費
- ・商店街の各店舗内のPOP・装飾費用
- ・商店関係者、出演者、アルバイト等の飲食・お土産代（茶菓子、コーヒー代等も含む）
- ・各商店関係者に支払う報酬、賃金等

※ その他

- ・事業内容や購入品の領収書を審査し、対象経費から除外する場合があります
- ・イベント事業により得た収入（参加費、屋台収益、協賛金、チラシ等の広告収入など）は、必ず計上してください
なお、**補助対象経費は収入を差し引いた額**です
- ・要望書を提出していただいても市の財政事情により、ご要望に応じられない場合があります
- ・道路占用許可、道路使用許可、屋外広告物条例等の許可を要するものは、その許可を受けてください。

(6)対象経費のワンポイント

1. 広告宣伝費

◆主な対象経費

- ・チラシ・ポスターの印刷、折込費用
- ・新聞広告の掲載費用
- ・会場・会場案内用の看板作成費用
- ・イベント用のぼり旗、ペナント等の作成経費 等

! ワンポイント

- ・イベントのPRを主な目的とした広告宣伝費以外は対象となりません。
※「主な目的」の基準としては、チラシ等の場合、1/2以上(両面印刷の場合、片面以上)がイベントPRの内容となっている必要があります。
- ・商店街自身をPRするための、看板、のぼり旗、ペナント等の作成費用は対象となりません。
- ・チラシ等において、イベントとは関係のないものについては、補助の対象となりません。
- ・チラシ等において、広告掲載等によって、収入がある場合には、必ずその収入を収支に計上してください。
(商店街関係者の掲載も含む)

2. 報償費

◆主な対象経費

出演者(踊り・司会・バンド等)への謝金(出演料)

! ワンポイント

- ・商店関係者(商店主・店員等)に対する出演者謝金は対象となりません。
- ・アマチュアに対する謝礼は、過度にならないように注意してください。(1団体2~3万円程度)
- ・出演者へのお土産や飲食代金(イベント中の食事等含む)も対象となりません。

3. 物件費

◆主な対象経費

- ・会場設営などのイベント業者への委託料
- ・ステージ設営用などの機材のリース料
- ・音響機器などの機材のリース料
- ・イルミネーションの取付工事費
- ・電気工事費
- ・電気量、水道料、ガス代金(金額の算定の可能なもの。謝礼は不可。)
- ・会場の借り上げ料
- ・景品代

! ワンポイント

- ・イベントで利用する機材等を購入した場合は、イベント終了後も商店街団体の財産となるため対象となりません。(リース料は対象となります。)
- ・ただし、イルミネーションに限り、リースをするよりも購入した方が安価に済む場合は、取得費も補助対象経費となります。
- ・イベントの趣旨とは関係のない、ただ単に来客に無料で配布するような物品購入費は、補助対象経費として認められません。
- ・景品代はイベントと連動したもののみが対象となります。また、各個店の収益に直接つながるようなものは原則として対象となりません。
- ・景品代の領収書については、必ず内訳(品名、単価、数量)を明記してください。領収書に明記できない場合は、納品書や請求書等内訳の記載がある書類を添付してください。(領収書の但し書きは、「お品代として」、「景品代として」だけでは不可)
- ・委託料は委託内容を明記するか仕様書を添付し、委託内容を明らかにしてください。
- ・委託料、リース料、工事費等は金額により複数の見積が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

※参考(静岡市規定)10万円以下(1者) 10~50万円(2者) 50~100万円(3者) 100万円以上(5者)

4. 事務費

◆主な対象経費

- ・イベントのためのアルバイト賃金
(原則、イベント当日のみとするが、イベントの内容によっては、イベント前後の会場準備、片付け等のアルバイトも可とする。)
- ・交通整理員、ガードマンの賃金又は委託料(警備会社へ依頼した場合)
- ・イベントのゴミ処理代金
- ・コピー代、フィルム、現像代
- ・文房具等の消耗品
- ・支払いで必要となる振込手数料、その他手数料
- ・保険料

! ワンポイント

- ・商店関係者(店主・店員等)に対するアルバイト賃金の支払いは対象となりません。
- ・アルバイトやボランティアへのお土産や飲食代金(イベント中の食事等含む)も対象となりません。
- ・コピー代、フィルム代、現像代は実費が対象となります。
- ・コピーや写真の現像は通常それらを業務として扱っているお店で実施してください。通常業務として行っていないところ(印刷屋、文具店、コンビニ等以外)で発生した費用を補助対象として計上する場合は、近隣の一括的な価格よりも単価が安い場合のみ、補助対象となります。
- ・プリンターのインクを計上する場合、印刷枚数と近隣の一般的な単価で計算した結果、インク購入の方が安い場合に補助対象となります。

5. 会議費

◆主な対象経費

- ・イベントなどの実施のための打ち合わせ用の会場及び機材の賃借料、使用料(料金設定のあるものに限る)

! ワンポイント

- ・イベントの開催に必要な会議を開催する経費ですので、飲酒を伴う場合は会議自体が補助対象となりません
- ・また、会議時の飲食代金(茶菓子、コーヒー等)であっても対象となりません。
- ・会議を開催した場合は会議録と実施状況の写真を添付してください。

6. 研究費

◆主な対象経費

- ・書籍の購入経費など、イベントの企画に必要な資料収集経費

4 中心市街地にぎわい創出事業

(1) 補助金の概要

中心市街地活性化区域の区域内において、商店街等が創意工夫し、地域の特色を活かしてイベントを実施することにより、にぎわいを創出して商業の振興と中心市街地の活性化を推進する事業に対して、その費用の一部を補助します。

(2) 補助対象経費、補助率 等

補助対象事業	補助率	限度額
<ul style="list-style-type: none">・広告宣伝費(宣伝費、広告印刷費等)・報償費(出演料等)・物件費(機器借上料等)・事務費(消耗品費、印刷製本費等)・会議費(研究会会議費等)・研究費(研究資料購入費)	補助対象経費 ×1/2以内	1事業につき 100万円を 限度とする

(3) 補助の要件

- ・商店街団体等が創意工夫し、地域の特色を活かして実施するイベント事業であり、広域への情報発信により誘客の向上を図るものであること。
- ・市内外から来街客を多数呼び込むことにより中心市街地ににぎわいを創出し、商業の振興と中心市街地の活性化に寄与するものであること。
- ・補助対象経費の合計額が100万円を超えるものであること。
- ・同一内容の事業については3回(1年度につき1回)を超えないものであること。

(4) その他

- ・補助対象経費や注意点等は、「イベント振興事業」に準じます。

5 商店街トータルサポート事業

(1) 補助金の概要

少子・高齢化や情報化等の社会的変化に対応した魅力ある商業地へと機能を高めていくために、新たな事業に取り組む商店街団体に対して、その費用の一部を補助します。

(2) 補助対象経費、補助率 等

補助対象経費	補助率	限度額
・広告宣伝費(宣伝費、広告印刷費等) ・報償費(謝礼金等) ・物件費(会場借上げ料、機器借上料等) ・委託費(システム購入費、設計費、計画作成費) ・事務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等) ・会議費(研究会会議費等) ・研究費(研究資料購入費)	補助対象経費 ×1/2以内	1事業につき 1年度で 100万円を 限度とする

(3) 対象事業

- ア 商店街の活性化につながるような先進的な事業
- イ 商店街の情報発信につながる事業又は情報化を推進する事業
- ウ 商店街の社会貢献又は安全安心対策を促進する事業

分類	想定される事業例
先進的事业	インターネット、携帯電話等を活用した事業、電子マネー等の導入、ポイントカード(電子的)発行事業
情報化推進	ホームページの開設、情報誌・商店街マップの作成
社会貢献・安全 安心対策	少子高齢化対応事業(シルバーカード、宅配事業) 環境保護対応事業(リサイクル活動の推進、エコサービス事業) 地域コミュニティ活性化事業(地域の文化的・歴史的資源を活用するイベント等の事業) 安全安心対応事業(防災対応施設改修、AED設置)
まちづくりプラン 登載型	まちづくりプランに搭載したが、既存の制度では補助対象とならない事業

(4) その他

- ・補助対象経費や注意点等は、「イベント振興事業」に準じます。
- ・**同一内容の事業については、3回を超えないこと。**
- ・イベント振興事業、中心市街地にぎわい創出事業の補助事業の対象とならないもの。
- ・単なる販売促進等の事業でないこと。

6 商店街環境整備事業

(1) 補助金の概要

商店街が行う環境整備事業(下表の対象施設等の新設、改修または撤去)に対して、その費用の一部を補助します。

なお、既存施設の塗装、部品交換等の通常の維持管理に関する事業は対象となりません。

特に、防犯カメラの新設・改修を新たに検討される場合は、事前にご連絡ください。

対象事業	補助率	補助の要件
共同施設整備事業(注1)	施設の新設 補助対象経費 ×2/3以内 (日よけ設備整備事業は補助対象経費×1/2以内)	・補助対象経費50万円以上
共同施設整備事業のうちアーケードまたは街路灯	施設の改修 補助対象経費 ×1/2以内	・アーケードは設置後15年以上、街路灯は設置後10年以上が経過 ・街路灯の補助限度額は1基当たり10万円 ・ 同一施設の改修補助は1回のみ ・ 通常の維持管理に伴う軽微な修繕を除く
	施設の撤去 補助対象経費 ×1/2以内	・アーケードは設置後15年以上、街路灯は設置後10年以上が経過 ・街路灯の補助限度額は1基当たり7.5万円
歩道整備事業	2/3以内	・補助対象経費50万円以上

(注1) 共同施設整備事業

- アーケード●街路灯●アーチ●駐輪場施設(注2)●駐車場施設(注2)
- ストリートファニチャー
(ベンチ、電話ボックス、噴水、くずかご、時計、案内板、モニュメント等)
- フルタイムウインドー(注3)●放送施設●日よけ設備(注4)
- その他、商店街の環境整備を図る目的の施設で、市長が特に必要と認めるもの(注5)

(注2) 営利を目的としないものに限る。

(注3) 1商店街団体で5店以上実施し、午後11時まで点灯するものに限る。

(注4) 日よけ設備の設置については、別途条件がつきます。

(注5) 市長が特に認めるものとして、「防犯カメラ」を別途条件つきで認めています。その他の共同施設整備については、必ず事前にご相談ください。

(注6) 実施事業の内容により各種条件が附帯される場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

(注7) 既存街路灯のLED化は共同施設整備事業の新設(光源の新設)となります。

(2) 補助率の優遇措置

環境整備事業を公共工事の施工に合わせて整備する場合又は「商店街まちづくりプラン推進事業」で策定された事業計画に基づいて整備する場合は、補助率(補助対象経費の9/10以内又は7/10以内)に優遇される場合があります。(ただし、日よけ設備は除く)

7 商店街アドバイザー派遣

(1) 制度の概要

実践に基づいた問題点の指摘や改善策を提示し、商店街の元気づくりを推進するため、自主的に共同事業等の研究会、個店の経営に必要な知識や情報を習得する研修会等を行う商店街団体等に対し、活性化事業等で成功を収めている商店街リーダー等を派遣します。

(2) 制度の内容

① 商店街元気づくりアドバイザー派遣事業

各商店街が抱えている問題点を改善するため、先進商店街リーダーほか、各分野の専門家を派遣することにより、商店街の再活性化を図る。

活用例 ・商店街リーダーの養成等人材育成

・新たな共同事業への取組み

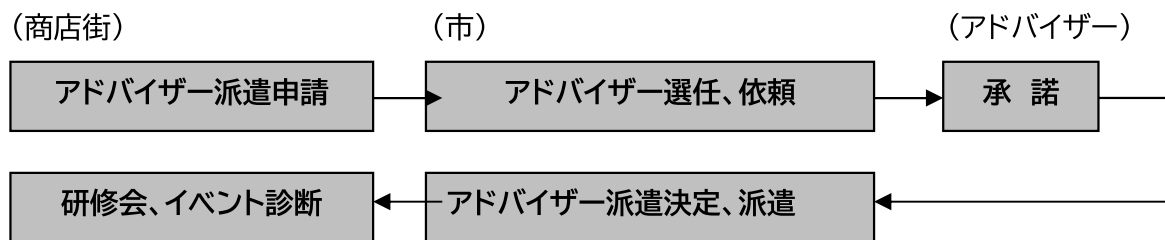
・商店街コンセプト・アイデンティティーの確立

・効果的な空き店舗の活用

② 商店街イベントアドバイザー派遣事業

商店街イベント振興事業のマンネリ化の防止と更なる魅力を引き出すため、アドバイザーがイベントを診断し、見直しを図る。

(3) 制度の流れ



※ 一般的な勉強会やパソコン講座などは、対象となりません。



8 大学生によるお店コンサルティング事業

(1) 制度の概要

魅力あふれる「個店」の支援の一環として、マーケティングを学んでいる学生が個店に対してアドバイスやコンサルティングを行う事業です。

「お客様の声を聴きたい」、「効率的なプロモーションを考えたい」、「お店の強みをさらに磨きたい」等、具体的な取組みを考えているお店に対して、学生がアンケート調査やヒアリング等に基づき、アドバイスを行い、店主と学生が力を合わせて、一緒にお店の魅力向上に取り組んでいきます。

(2) 募集概要

◆募集期間(令和8年度)

令和8年4月10日(金)から5月8日(金)まで

◆対象店舗

- ・ 静岡市内に店舗を構えていること(小売業、飲食業など)
 - ・ 昼間に営業している店舗であること
 - ・ 店舗の改善に前向きに取り組む意欲があること
 - ・ 大学生と協働し、実践的な取組ができること
- ※ 応募後、選考の上、店舗を決定します(最大4店舗)

(3) 事業のスケジュール

- ・ 4月～5月 店舗募集
- ・ 5月下旬 店舗決定
- ・ 6月 大学生と顔合わせ
- ・ 7月～11月 大学生とコンサルティング事業を実施
- ・ 12月 成果発表会



9 地域おこし協力隊

中心市街地 地域おこし協力隊員にご相談ください！

(1)はじめに

静岡市では、国の制度を活用し静岡地区及び清水地区の中心市街地において、まちの活性化に取り組む人材活用事業に取り組んでいます。

(2)地域おこし協力隊員

静岡地区中心市街地 … 中林 真希氏 (令和5年9月着任)

清水地区中心市街地 … 大塚 達朗氏 (令和6年6月着任)

【地域おこし協力隊について】

(1)どのような活動をしているの？

- ①エリアマネジメント(まちづくり)の推進に関する活動
- ②空き店舗活用など商店街活性化に関する活動
- ③来街者の増加を図るイベント等の企画・運営に関する活動
- ④SNS等を活用し、本市の魅力等を発信する活動
- ⑤地域の活性化を図るため必要があると認める活動



(2)相談例

- ・ 商店街のHPを新しくするためのアドバイスをしてほしい。
- ・ アナログで行ってる業務を効率化したい。デジタル化、IT化で何か良い方法がないか。
- ・ 商店街のイベント情報や取組を発信してほしい。

【ご相談方法について】

まずは各商店街の担当者へご相談ください！

年間スケジュールや対象事業かどうかの確認をしながら実施に向けて調整していきます。

10 中小企業基盤整備機構支援事業

中小企業基盤整備機構の「商店街等活性化支援事業」をご活用ください！

(1) 制度の概要

独立行政法人 中小企業基盤整備機構では、エリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的とした商店街に対するアドバイザー派遣事業等を行っています。

(2) 事業概要

① 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

A. まちづくりオンライン相談 エリアの活性化に向けて取り組む方を対象に専門家がオンラインでアドバイスを
行う。

B. 巡回型支援 地域課題の特定や次のアクションに向けた提案や方向性のアドバイス等を実施。

C. パッケージ型支援 複数の専門家によるプロジェクトチームを派遣。伴走支援による課題解決を図る。

② 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)派遣事業

③ 中心市街地活性化協議会運営支援事業

(3) 募集期間

A. まちづくりオンライン相談 令和8年4月1日～令和9年2月26日

B. 巡回型支援 令和8年4月1日～令和9年2月26日

C. パッケージ型支援 令和8年4月1日～令和8年6月5日

(4) 静岡市での取組の成果

A 商店街 【課題】空きテナント → 【アクション】空きテナントを紹介する見学ツアーの開催、情報発信

B 商店街 【課題】推進体制づくり → 【アクション】まちづくり会社の設立

→ 申請をご検討の際は商業労政課までご相談ください！

※本冊子は、各制度の要点を示したものであり、記載事項以外にも要件等がある場合がございます。

※申請のご相談やご不明な点は商業労政課までお問い合わせください。

【この冊子に関するお問合せ先】

静岡市 商業労政課

(商業・まちなか活性化係)

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL:054-354-2306

FAX:054-354-2132